【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年７月４日
【会社名】	関西電力株式会社
【英訳名】	The Kansai Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	取締役社長　八 木　誠
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島３丁目６番16号
【電話番号】	０６（６４４１）８８２１（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　小 槻 百 典
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町２丁目２番２号 関西電力株式会社 東京支社
【電話番号】	０３（３５９１）９２６１（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支社長　片 岡 正 憲
【縦覧に供する場所】	関西電力株式会社 京都支店 （京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地） 関西電力株式会社 神戸支店 （神戸市中央区加納町６丁目２番１号） 関西電力株式会社 奈良支店 （奈良市大森町48番地） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜１丁目８番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄３丁目８番20号）

１【提出理由】

平成24年６月27日開催の当社第88回定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

２【報告内容】

（１）当該株主総会が開催された年月日

平成24年６月27日

（２）当該決議事項の内容

＜会社提案（第１号議案および第２号議案）＞

第１号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当は、１株につき30円とする。

また、原価変動調整積立金87,000,000,000円および別途積立金220,000,000,000円を取り崩す。

第２号議案 取締役全員任期満了につき18名選任の件

取締役として、森 詳介、八木 誠、井狩雅文、生駒昌夫、豊松秀己、香川次朗、岩根茂樹、廣江 譲、橋本徳昭、迎 陽一、土井義宏、白井良平、岩谷全啓、八嶋康博、川邊辰也、井上礼之、辻井昭雄および玉越良介の各氏を選任する。

なお、井上礼之、辻井昭雄および玉越良介の各氏は、社外取締役候補者である。

＜株主（33名）からのご提案（第３号議案から第11号議案まで）＞

第３号議案 定款一部変更の件(1)

第２条（１）電気事業、に次の文を追加する。

ただし原子力発電から撤退し、将来、送電線設備を全国的な公的運営機関に移管する。

第４号議案 定款一部変更の件(2)

第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過内容及びその結果、並びにその他法令に定める事項は、経営方針に批判的な意見を含め正確に記録しこれを議事録とする。同時にインターネットにより開示するものとする。

第５号議案 定款一部変更の件(3)

第20条を以下のとおり変更する。

第20条 本会社の取締役は、12名以内とする。

第６号議案 定款一部変更の件(4)

第32条を以下のとおり変更する。

第32条 本会社の監査役は、６名以内とし全員を環境保護ＮＧＯ等からの推薦とする。

第７号議案 定款一部変更の件(5)

第43条を新設する。

第43条 地球環境の保全のための世界的取り組みをグループ全体で確認し、その推進のため当社は積極的な役割をはたす。

第８号議案 定款一部変更の件(6)

第44条を新設する。

第44条 オール電化政策を中止し、エネルギー浪費を抑制する施策に切り替える。

第９号議案 定款一部変更の件(7)

第45条を新設する。

第45条 従業員の基本的人権、消費者・地域住民の権利、グループ全体の労働環境向上を常に優先させる。

第10号議案 定款一部変更の件(8)
第46条を新設する。
第46条 ライフライン基盤強化のための設備投資と人材の確保を常に優先する。

第11号議案 定款一部変更の件(9)
第47条を新設する。
第47条 不時の災害やCO?排出が少ない再生可能エネルギーの普及拡大に備え、電力融通をより容易にできるよう日本の電力網を整備する。

＜株主（128名）からのご提案（第12号議案から第17号議案まで）＞
第12号議案 剰余金の処分案の件
１ 会社側提案より配当を10円高くする。
２ 原発を再稼動するための工事をいますぐ中止して、費用をカットできた分を配当に充当する。また日本原燃や日本原子力発電との契約を見直し、再処理をしていないのに支払っている再処理費用や、電気を買っていないのに支払っている他社の原発の電気代を配当の原資とする。

第13号議案 取締役解任の件
取締役 八木 誠を解任する。

第14号議案 定款一部変更の件(1)
第31条の２を新設する。
第31条の２ 取締役は以下の件について情報を公開し、株主総会で承認を求める。
１ 個別報酬額
２ 財団法人、社団法人、独立行政法人での地位

第15号議案 定款一部変更の件(2)
第２条第１号を以下のとおり変更する。
１ 電気事業
ただし、原子力発電の運転を禁止する。

第16号議案 定款一部変更の件(3)
第48条を新設する。
第48条 原発の再稼動ができないことを理由に電気料金の値上げをしてはならない。
消費者に対し、十分に情報公開し、説明をしたうえで消費者の納得を得られなければ電気代の値上げは行わない。

第17号議案 定款一部変更の件(4)
第49条を新設する。
第49条 当社は再処理から撤退する。

＜株主（３名）からのご提案（第18号議案から第20号議案まで）＞
第18号議案 定款一部変更の件(1)
第５条の２を新設する。
第５条の２ 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

第19号議案 定款一部変更の件(2)
第22条の２を新設する。
第22条の２ 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

第20号議案 定款一部変更の件(3)
第56条を新設する。
第56条 本会社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用やデマンドレスポンスの実施などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、節電・省エネルギーの推進を契機とした新たなサービス事業を積極的に展開する。

＜株主（２名）からのご提案（第21号議案から第23号議案まで）＞
第21号議案 定款一部変更の件(1)
第31条第２項を新設する。
第31条
２ 本会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の同法第423条第１項の損害賠償責任を、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第１項第１号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第22号議案 定款一部変更の件(2)
第52条を新設する。
第52条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新増設など、多様なエネルギー源の導入により、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

第23号議案 定款一部変更の件(3)
第54条を新設する。
第54条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

＜株主（２名）からのご提案（第24号議案）＞
第24号議案 定款一部変更の件
第50条を新設する。
第50条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。
２ 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

＜株主（１名）からのご提案（第25号議案から第28号議案まで）＞
第25号議案 取締役１名選任の件
村上憲郎を社外取締役に選任する。

第26号議案 定款一部変更の件(1)
第５条の３を新設する。
第５条の３ 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

第27号議案 定款一部変更の件(2)
第20条を以下のとおり変更する。
第20条 本会社の取締役は10名以内とする。

第28号議案 定款一部変更の件(3)
第51条を新設する。
第51条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。
（１）論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
（２）原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
（３）使用済み核燃料の最終処分方法の確立
２ 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。
３ 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

＜株主（１名）からのご提案（第29号議案および第30号議案）＞

第29号議案 定款一部変更の件(1)

第53条を新設する。

第53条 本会社は、天然ガス火力発電や再生可能エネルギー等多様なエネルギー源の導入により、原子力発電の代替電源の確保を進め、安定した電力を適正な価額で供給しながら、もって市民生活や地域経済に寄与する役割を担う。

第30号議案 定款一部変更の件(2)

第55条を新設する。

第55条 本会社は、多様なエネルギー源の導入を促進するため、国における電力システム改革についての法制度の整備をふまえ、最適な事業形態と自由・公正な競争のもとに電気事業を営む。

（３）当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議　案		賛　成	（割合）	反　対	（割合）	棄　権	決議結果
第１号議案		5,939,306個	(96.5%)	149,807個	(2.4%)	2,183個	可決
第２号議案	森 詳介	5,250,186個	(82.8%)	985,876個	(15.5%)	45,145個	可決
	八木　誠	5,281,228個	(83.3%)	955,790個	(15.1%)	44,189個	可決
	井狩雅文	5,295,842個	(83.5%)	941,176個	(14.8%)	44,189個	可決
	生駒昌夫	5,296,370個	(83.5%)	940,648個	(14.8%)	44,189個	可決
	豊松秀己	5,295,247個	(83.5%)	941,771個	(14.8%)	44,189個	可決
	香川次朗	5,296,178個	(83.5%)	940,840個	(14.8%)	44,189個	可決
	岩根茂樹	5,295,692個	(83.5%)	941,326個	(14.8%)	44,189個	可決
	廣江 譲	5,296,332個	(83.5%)	940,686個	(14.8%)	44,189個	可決
	橋本徳昭	5,296,052個	(83.5%)	940,966個	(14.8%)	44,189個	可決
	迎 陽一	5,289,120個	(83.4%)	947,898個	(14.9%)	44,189個	可決
	土井義宏	5,296,736個	(83.5%)	940,282個	(14.8%)	44,189個	可決
	白井良平	5,295,777個	(83.5%)	941,241個	(14.8%)	44,189個	可決
	岩谷全啓	5,296,329個	(83.5%)	940,689個	(14.8%)	44,189個	可決
	八嶋康博	5,296,656個	(83.5%)	940,362個	(14.8%)	44,189個	可決
	川邊辰也	5,296,086個	(83.5%)	940,932個	(14.8%)	44,189個	可決
	井上礼之	5,290,514個	(83.4%)	946,504個	(14.9%)	44,189個	可決
	辻井昭雄	5,295,403個	(83.5%)	941,615個	(14.8%)	44,189個	可決
	玉越良介	5,249,727個	(82.8%)	984,519個	(15.5%)	46,961個	可決
第３号議案		1,076,051個	(17.0%)	5,117,390個	(80.7%)	86,032個	否決
第４号議案		1,250,042個	(19.7%)	5,022,758個	(79.2%)	6,959個	否決
第５号議案		77,624個	(1.3%)	5,944,126個	(96.9%)	48,106個	否決
第６号議案		220,858個	(3.5%)	6,042,798個	(95.3%)	16,287個	否決
第７号議案		1,137,223個	(17.9%)	5,094,531個	(80.3%)	47,957個	否決
第８号議案		233,463個	(3.7%)	5,997,889個	(94.6%)	48,578個	否決
第９号議案		248,129個	(3.9%)	5,943,868個	(93.7%)	87,943個	否決
第10号議案		225,762個	(3.6%)	5,962,676個	(94.0%)	91,853個	否決
第11号議案		1,089,971個	(17.2%)	5,102,480個	(80.4%)	87,943個	否決
第12号議案		36,878個	(0.6%)	6,053,069個	(98.3%)	2,295個	否決
第13号議案	八木 誠	226,234個	(3.6%)	5,212,236個	(82.2%)	841,947個	否決
第14号議案		653,907個	(10.3%)	5,624,474個	(88.7%)	2,214個	否決
第15号議案		227,977個	(3.6%)	6,037,273個	(95.2%)	15,416個	否決
第16号議案		1,081,920個	(17.1%)	5,144,175個	(81.1%)	54,366個	否決
第17号議案		1,066,702個	(16.8%)	5,169,548個	(81.5%)	44,228個	否決
第18号議案		1,954,280個	(30.8%)	4,297,372個	(67.7%)	28,931個	否決
第19号議案		2,069,939個	(32.6%)	4,144,137個	(65.3%)	66,529個	否決
第20号議案		1,666,081個	(26.3%)	4,531,055個	(71.4%)	83,571個	否決
第21号議案		2,409,963個	(38.0%)	3,588,869個	(56.6%)	281,728個	否決
第22号議案		1,120,836個	(17.7%)	4,840,241個	(76.3%)	319,549個	否決
第23号議案		1,109,811個	(17.5%)	4,893,063個	(77.1%)	277,878個	否決
第24号議案		1,392,519個	(22.0%)	4,874,991個	(76.9%)	13,380個	否決
第25号議案	村上憲郎	1,640,992個	(25.9%)	4,304,664個	(67.9%)	335,000個	否決
第26号議案		1,075,066個	(16.9%)	4,885,907個	(77.0%)	319,807個	否決
第27号議案		867,203個	(14.1%)	5,155,128個	(84.1%)	48,106個	否決
第28号議案		1,060,481個	(16.7%)	4,889,596個	(77.1%)	330,852個	否決
第29号議案		1,403,821個	(22.1%)	4,835,074個	(76.2%)	42,192個	否決
第30号議案		1,386,532個	(21.9%)	4,851,167個	(76.5%)	43,289個	否決

（注）各議案の可決要件は次のとおりである。
(1)第１号議案および第12号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成である。
(2)第２号議案および第25号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
(3)第３号議案から第11号議案まで、第14号議案から第24号議案までおよび第26号議案から第30号議案までは、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成である。
(4)第13号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。

（４）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した（株主提案については会社法上否決されることが明らかになった）ため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していない。

以 上